

須賀川市敬老祝商品券・1日温泉利用券共通券 取扱加盟店募集要項

須賀川市では、喜寿以上の賀寿年齢（米寿・百寿を除く）の方への記念品として敬老祝商品券・1日温泉利用券共通券を発行いたします。つきましては、共通券を取り扱う加盟店を下記により募集いたします。

※喜寿以上の賀寿年齢（喜寿：77歳・傘寿：80歳・卒寿：90歳・白寿：99歳）

記

1 目的

喜寿以上の賀寿年齢（米寿・百寿を除く）の高齢者を対象とする敬老事業として、また市内小売業等の販売促進及び地域経済の活性化に寄与するため。

2 発行機関

須賀川市（事務局：市民福祉部長寿福祉課）

3 共通券の概要

9月15日現在で喜寿以上の賀寿年齢（米寿・百寿を除く）の方へ10枚を贈呈。商品券として1枚あたり500円分または1日温泉利用券として、市内の登録事業所や温泉施設で利用可能。

4 使用期間

・商品券として使用の場合：令和7年9月15日(月)～令和8年1月31日(土)

・温泉券として使用の場合：令和7年9月15日(月)～令和8年8月31日(月)

※使用期間を過ぎた共通券は無効とする。

5 応募資格

須賀川市内において小売・飲食・サービス業などを営み、かつ、店舗を有する事業所とする。ただし、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の許可を受けている店舗は応募できないものとする。

6 応募方法

(1) 令和6年度須賀川市敬老祝商品券・1日温泉利用券共通券取扱加盟店一覧表に記載の事業所の場合

須賀川市長寿福祉課が「取扱加盟店登録について」を送付し、令和7年度敬老祝商品券・1日温泉利用券共通券取扱加盟店としての登録継続の意思の確認を行う。事業者は、

登録を継続しない場合は「回答票」を須賀川市長寿福祉課に提出し、登録抹消を行う。

なお、上記申し出がない場合には、登録継続として取り扱う。

(2) (1)以外の事業所の場合

須賀川市敬老祝商品券・1日温泉利用券共通券取扱加盟店登録申請書を須賀川市長寿福祉課、各コミュニティセンターのいずれかに提出する。

7 申請期限

令和7年7月18日(金)まで

8 加盟店の負担金

加盟店からの負担金はなし。

9 換金(口座振込)方法

(1) 換金する場合は、換金請求書に必要事項を記入し、使用済み共通券を添えて須賀川市長寿福祉課、各コミュニティセンターのいずれかに提出する。

(2) 換金請求書の提出期間は、令和7年9月29日(月)～令和8年2月13日(金)とする。

(3) 須賀川市は、使用済み共通券に基づいて換金額を算出し、提出されてから一カ月以内に指定口座に振り込む。

10 商品券利用の際は、つり銭を出さないこととする。

11 この要項に定めるほか、必要な事項は別に定める。